

加西市U J I ターン促進補助金交付制度についてのよくある質問（Q & A）

Q 1.	卒業して加西市に戻ってきましたが、大学進学時に住民票を移さないまま市外へ出ていました。補助金は交付されますか。	A 1.	平成24年4月1日以降に奨学金の返還を開始された方であれば補助の対象となります。
Q 2.	今年の3月に加西市に転入しました。今年は申請できますか。	A 2.	1カ月未満は1カ月とみなしますので、申請できます。転入月を1カ月と数えて申請してください。
Q 3.	繰上返還をした分も補助対象となりますか。	A 3.	補助の対象は、補助金を受給する年度の前年度の期間中に返還すべき奨学金等（要綱第4条第3項）となっています。繰上返還は返還計画を超えるものとなり、返還すべき奨学金等には当たりませんので、補助の対象になりません。
Q 4.	添付書類として出す日本学生支援機構の「返還条件通知および口座振替（リレー口座）加入通知」を無くしてしまいました。貸与を証明する書類は他にどんなものがありますか。	A 4.	日本学生支援機構に連絡し、「入金一覧表」を取り寄せてください。（発行に2週間程度かかるため早めに取り寄せてください。）
Q 5.	会社に勤めていますが、勤務先で通勤証明を発行してもらうことができません。他に現住所を証する証明書はありますか。	A 5.	お住まいになられている地区の区長又は民生委員の証明書や、申請者宛の電気・ガス・水道料金等の請求書（おおむね1カ月単位で自宅に送付される、本人名義の郵便物等で直近のものでも可）を提出して頂いても構いません。
Q 6.	加西市に居住し、市外の会社に勤めていますが補助の対象になりますか。	A 6.	住民票及び居住実態が加西市にあれば、補助対象となります。
Q 7.	前年の所得が分かりません。どこで確認すればよいですか。	A 7.	前年の所得は「確定申告書の写し」、「源泉徴収票」に記載されています。 また、補助申請年の1月2日以降に加西市へ転入した方は前年の所得が分かる書類を提出してください。
Q 8.	勤務先の会社から奨学金返還の補助を受けています。補助金の申請は可能ですか。	A 8.	可能です。ただし、奨学金返還にかかる他の補助を受給している場合は、本制度の補助金額と併せて10万円又は前年度に返還した奨学金の額のいずれか低い方の額を限度とします。
Q 9.	結婚して姓が変わりましたが、添付する書類と一致しない場合はどうすればよいですか。	A 9.	添付資料と姓が一致していなくても、補助対象となります。担当者が確認するため、補足情報欄に姓が変わったことを記入し申請してください。